

現代国際政治学のパラダイム変換を求めて — ジャック・デリダと世界市民主義 —

高 山 巍*

1. はじめに—問題と方法

1970 年台から 80 年代にかけて、M. フーコー、J. ラカン、J. デリダ、R. バルト…といったフランスの哲学者の名前と思想が全世界を駆け巡った。いわゆるポストモダンないしはポスト構造主義の大波である。この大波は国際政治学界にも押し寄せてきた¹。1988–89 年はこのポストモダンと国際政治学の関係にとって記憶されるべき年であった。1988 年には国際政治学誌 *Millenium* が現代国際政治学の動向に関する認識論的問題提起を内容とする論文の特集号を組み、その中で或る論者は、哲学・思想界におけるポスト構造主義をもって実証主義的現代国際政治学に対するもっとも重大な認識論的挑戦を提起するものと評した²。そして、翌 1989 年には現代国際政治学におけるポストモダンの影響・受容に関する初の論文集が刊行されたのであった³。しかし、今翻って国際政治学界のこのフランス新思想に対する一般的反応について回想してみれば、それは、一種の戸惑い、困惑そして冷ややかさの混合感情としてのそれであったと言う外はない。この「パリ仕込みの文意不明の戯言」⁴ という当時の風評がそれを物語る。新思想を好意的に迎え入れた国際政治学者達もその評価においては極めて控えめであった。例えば、新思想の分析手法を使って K. ウオルツの国際政治理論を“解説”して見せた R. アシュレーすらも、この新思想が社会科学的視野

の発展に貢献することは十分認めつつも、しかし、それが「他の学説の限界を克服しうる斬新で強力なパースペクティヴを創出しうる性格のものではない」ことを指摘した上で、「いずれは社会科学者達が訣別を告げると目されているこの東の間のフランス的学風」⁵とも評したのであった。

当時から早や 20 有余年が経過した。この間、一世を風靡したこの“パリ仕込みの新学風”をとりあげて紹介した論考は人文科学・社会科学の分野で多数刊行されたが、少なくとも国際政治学においては、この“新学風”が、上記・アシュレーの評価とは逆に、むしろ“斬新で強力なパースペクティヴ”創出のポテンシャルティを宿すものでありうることを検証しようとする論考はついに現れなかった⁶。しかも今日ではそもそもそれに言及する論考自体が殆ど無い。

「いずれは社会科学者達が訣別を告げる」としたアシュレーの予言は国際政治学に関する限り的中したのである。それにしても 20 有余年は長過ぎるモラトリアムであった。しかも現代国際政治学はこの“新学風”的持つ潜在的可能性に対して総括的評価を下すことなく“訣別を告げて”しまったのである。本稿はこの“長過ぎたモラトリアム”に終止符を打つことによって、この“新学風”が国際政治学にもたらすパラダイム変換の可能性とは何なのかを検証してみようとする“遅すぎた”、しかし、“一度は書かれなければならなかつた”一試論である。とは言え、我々は本稿の冒頭で名前を挙げた哲学者達すべての思想を網羅する形で検討対象とするつもりはない

* たかやま・いわお

埼玉大学名誉教授、国際関係論、比較政治学

し、またその必要も無い。我々が、国際政治学のパラダイム変換との関連で考察対象とするのは彼らの中のただ一人、ジャック・デリダと彼の分析手法としての《脱構築》(déconstruction)に絞られているからである。

だが本論に進む前に、政治分析におけるパラダイムとは何かの問題に一言触れておかなければならぬ。本稿においてパラダイムとは分析単位もしくは分析手法の枠組みを指し、それは基礎的パラダイムと応用的パラダイムに分かれる。前者は更に、[アクター類型]、[アクター当為原則]、[法形態]の三項目から成り、三者一体となって政治分析の為の基礎要件を構成するものである。それに対して、応用的パラダイムとは、この基礎要件に依拠しつつ、そこから派生する具体的・個別的问题一例えば、国際関係の構造、戦争と平和、国際機構、地域統合、国際政治学の方法論等々一分析の為に開発された理論的方法の枠組みを意味する。いかなる総合的政治分析もこの二つのパラダイムを必要とするが、両者はそれぞれ別個に論述対象となりうる。本稿の考察対象はあくまでも現代国際政治学の基礎的パラダイムの変換可能性の問題に絞られており、応用的パラダイムは本稿の射程外である。

2. 国際政治学の基礎的パラダイム

『危機の二十年』の著者によれば国際政治学の誕生は二十世紀戦間期に求められるとされる。しかし戦間期に形成され始めたのは国際政治学の応用的パラダイムであって、基礎的パラダイムそのものの構成要件は既に数世紀前には出揃っていたと見るべきである。この点を敷衍しよう。

現代世界政治について今日我々が思い描いているイメージとは、主権によって武装し建前に

おいて自由・独立・平等なアクターとしての国民国家 nation-state が相互間に形成する関係性の世界としてのそれである。このイメージはどこから来たのか？起源はホップスとロックの自然状態説にある⁷。両者の自然状態説はそれが戦争状態か平和状態かの相違を別とすれば、世界政治のイメージ形成に及ぼした影響という点では同じである。ちなみに、ホップスの学説史上の功績は、中世身分社会の役割構造の中に捉えられていた＜人間＞を自然的自由（自然権）の主体として解放し、相互に独立・平等のアクターとして自然状態という理論的世界の中に指定したことにあるとされる⁸。ロックの功績もこれに準ずる。しかも彼らはこの自然状態のイメージをそのまま世界政治の場へ投影したのであり、その時、現代国際政治学におけるパラダイムの基礎となるべき原型が用意されたと言ってよい。自然状態がモデルとして使われた理由は、自然状態も世界政治も、アクターに上位する統治機構を欠いたアーネーである点で共通していることに加えて、アクターの自由・独立・平等を強調する上でアナロジーが有効だったからである。しかし彼らはパラダイム形成への足場を提供したけれどもパラダイムの完成者ではなかった。理由は、何よりも、両者における世界政治のアクターは、国籍、言語、習俗…といった民族性とは全く無縁の、あくまでも純粹に個的で類的且つ普遍的な存在としての＜人間＞であったからである⁹。しかし、やがて変化が訪れる。nation と state の概念が登場して來るのである。nation と state (Etat) を世界政治のアクターを指す語として初めて本格的に国際関係学専門用語として使ったのは恐らく国際法学者・ヴァッテルである。しかも彼はそれらの語を自然状態の自由・独立・平等な＜人間＞になぞらえて用いたのである。こうしてホップスとロックにおいて世界政治のアクターであつ

た<人間>は今やヴァッテルにおいて nation と state (Etat) へと姿を変える。しかし自然状態とのアナロジーはそのままであるから、自由・独立・平等の主体である点は同じである。そして、この nation、state 相互間の権利・義務関係を教える規範が諸国民の法 (droit des gens, “国際法”) である。ヴァッテルは更に「nation は自然が人間に与えたのと同じ権利を有する」と述べたが、nation が有するこの権利を象徴するものが不可分且つ譲渡不可の権力たる主権である。以上に加えて、nation は他の nation の自由と権利を尊重し、その享受を妨げることのないようお互いに努力・自己抑制すべきことが強調されたが、これは、今日、我々が内政不干渉原則と呼んでいるものに該当するであろう。こうして、諸国民の法と主権並びに内政不干渉原則に基づき、且つ、自由・独立・平等のアクターとしての nation と state (Etat) を内容とするヴァッテルの世界政治モデルが完成する¹⁰。そして我々の現代国際政治観もこのモデルを暗黙の前提としているのである。パラダイムの問題に戻れば、現代国際政治学の基礎的パラダイムにおける〔アクター類型〕とはこの nation <国民>とその統治機構 state <国家>を指している¹¹。そして、ヴァッテル以後、ホップスが析出した個的・類的存在としての<人間>は世界政治の舞台から姿を消し、それに代わって、“習俗共同体概念としての nation <国民>”¹² が国際政治学のパラダイムにおいて確固たる位置を占めるに至るのである。現代の我々は、自らが<人間>であるよりは、むしろ<国民>であることに意義を見出すように仕向かれて、教え込まれているから、そうした意識のあり方そのものに何らの疑念も抱かない。近代国際政治学は<人間>を我々の意識下に封じ込め“隠蔽する”ことによって、そして、それに代えて、<国民>の表象を我々の意識の中に

深く植えつけることによって、自らのパラダイムを形成したのである。我々はこの問題に本稿・第4節で立ち戻すことになろう。

基礎的パラダイムの第二項目、〔アクター当為原則〕の検討に移ろう。ここで当為原則とは、アクターがいかなる基準に従って行動すべきかを指示する規範もしくは行為の準則を意味する。近代国際政治学の当為原則の準拠枠は<国際法尊重主義>と<国家理性論>の二学派であるとするのが本稿の立場である。ところで、これら二学派は世界政治のアクターの“遵法義務”をめぐる長く且つ熾烈な論争の歴史をもっている。<国際法尊重主義>の祖とされるグロチュースは遵法義務の源泉を自然法に求めたが、自然法は「社交性」(ストア学派)を特徴とする社会的存在としての人間の内面本性に対応している規範であり、「正しき理性の命令」である。この「本来の意味における法の淵源」としての自然法の中に「約束を履行する義務」が含まれるが、条約に象徴される国際法の遵守義務の源泉はここにあるといってよい¹³。『戦争と平和の法』の最終章は「信義と講和の勧奨」と題されているが、グロチュースは「信義によってはじめて各国家が維持されるのみならず、さらに大なる民族社会も維持されるからである」(レビは邦訳)とした上で、「従って信義を慎重に守ることは、特に王の任務であって、それは第一には良心のため、第二には王の威儀を保持するためである」¹⁴とも述べたのであった。かくして<国際法尊重主義>はグロチュースによって確固たる基盤を与えられ、その地位は不動であるかにも見えた。しかしこの基盤を根底から動搖させる対抗理念が現れた。マキアヴェリを始祖とする<国家理性論>がそれである。「国家理性とは」、マイネッケによれば、「国家行動の格率、国家の運動法則である。それは健全な力強い国家を維持していくうえに政治家がなさね

ばならぬことを告げるものである」(ルビは邦訳)¹⁵。<国家理性論>を哲学的に完成したのはヘーゲルである。ヘーゲルにおいて「諸国家は相互に自然状態のうちにあり」、そこには、哲学的理念としての“世界精神”を別とすれば、各国家の主権的意志を制約しうるいかなる上位機関も上位規範も存在しない。ヘーゲルは言う、「諸国家は独立性をもつたものの関係として相互に特殊的意志として相対しており、条約が効力をもつこと自体この特殊的意志に因ることであり、しかも一国全体の特殊的意志は、その内容からすればその国家の福祉一般である。そうである以上、この福祉こそが、国家の他の國家に対する態度を規定する最高の法則である」(付点、ルビは邦訳)¹⁶。引用文の前段が示すように、明らかに、ヘーゲルにおいて、国家の主権的意志は国際法に上位している。そして、<国際法尊重主義>とは正に対照的に、<国家理性論>においては条約内容が“国家の福祉一般(国益)”に合致しなくなつたと判断されれば、国家はいつでも条約を一方的に破棄し得るのである。ヘーゲルが言うように、「条約関係は、条約を締結して相互に義務づけ合いながら、この義務づけをもとどおり消滅させるという永遠の欺瞞である」¹⁷。ところで、アクターとしての<国民>と<国家>を代表する為政者の心情はといえば、それは常に<国際法尊重主義>と<国家理性論>の間を揺れ動いているのである。いずれの道を選ぶかは、当該時点における“国益”的性格・内容とその充足が要求する緊急度によって決まるであろう。

第三項目の〔法形態〕については、<国内法>と<国際法>の峻別がなされたことと、それが本稿のテーマに対して持つ含意について触れるにとどめる。含意の第一点は、各国<国内法>の制定が、<国民>概念の浸透・定着を決定的なものとし、それに伴い、当該国の国籍を有す

る内国人の法的地位と有しない外国人のそれとの間に様々な差別が設けられていることである(例えば、定住外国人への選挙権の付与不可)。明らかに“内国人優位原則”が厳然として確立されているのである。確かに、“内国民待遇”という法的概念が存在し、それは、当該問題について外国<国民>を内国人と法的に対等な者として扱うことを意味するが、そもそもそのような特別の取り扱い規定が存在すること自体、内国人の外国人に対する潜在的優越を物語るものである。ちなみに、この内国人↔外国人の区別の問題こそ、以下の第4節において、我々が《脱構築》的手法の対象として取り上げる主要テーマとなるであろう。含意の第二点として、<国際法>の呼称に関連する形で *international* の語が成立したことに触れておこう。オックスフォード英語大辞典によれば、*international* の語は18世紀末に英国の哲学者 J. ベンサムが造語したものであり¹⁸、彼は国内法と国際法を区別すべく国際法を指すものとして “*international jurisprudence (law)*” という表現を初めて用いたのである¹⁹。*international* の語の形成については、古代ローマ以来の *jus gentium* (諸国民の法) が 16~7世紀の国際法学者 F. ヴィトリアと F. スアレスにより、従来の *jus gentium* の意味を体現する *jus inter homines* (人間の間の法) から、新しい時代背景を反映する *jus inter gentes* (諸国民の間の法) へと変換され²⁰、ここに初めて、*inter gentes* 「諸国民の間の」という概念が登場したこと、そして、この *jus inter gentes* をそのまま英語に置き換えると *law - inter - nations* になることを念頭に置けば、ベンサムの *international law* の造語の経緯と意図は容易に理解されよう。かくして、「国際」の語の成立と共に、「諸国民の法」は「国際法」に、また「世界政治」は「国際政治」へと変わることにより、近代国際政治学の基礎的パラダイム

が名実共に完成を見ることになる。そして、我々の次なる作業は、このパラダイムを《脱構築》により変換することであるが、その前に、《脱構築》とはいかなる手法なのかについて瞥見しておこう。

3 ジャック・デリダと《脱構築》

デリダ(1930—2004)の数多くの論考の中で、最初の節目になる著作は1967年の『グラマトロジーについて』であろう。哲学者・高橋哲也氏は、「この書の第一部は、デリダの脱構築宣言ともいべきもの」²¹と述べており、我々も以下において同書を参照しつつ《脱構築》の手法について考察することになるのだが、ここでデリダの問題関心の広がりについて一言触れておく必要がある。最初は純粹に“非社会派”哲学者と目されていたデリダだが、実は当初から彼の関心は社会・政治問題に向かって開かれており、年と共に比重を増すこの傾向はやがて法と正義の問題を正面に据えた著書『法の力』(1994)へと結実し、その中で彼は、「脱構築的『問いかけ』は、もしそれが固有の場を持つと仮定すると、…哲学科や文学科よりも法学部の方を『我が家』にするであろう」(文中括弧は邦訳)²²とまで明言するに至るのである。「脱構築は、根本的に法と正義への問いかけである」²³という高橋哲也氏の言葉をもここで念頭に置こう。

さて、デリダによれば、西洋哲学の歴史は、内部／外部、本質／外観、真理／虚偽、善／悪、生／死、西洋／東洋…といった二項的概念枠組みに基づく思考の展開の歴史である²⁴。それは、プラトンからライプニッツを経て経てヘーゲルまで、また、ルソー、ソシュール、フッサールを経てハイデッガーに至るまで脈々として継承されており²⁵、我々は余りにもそれらに慣れ親しんできたため、それら無くしては自らの

思考を組み立てることすら出来ない程にそれらは日常化している。しかし、デリダは言う。—「古典的哲学におけるような〔二元的〕対立においては、われわれは何らかの差し向かいといった平和的共存にかかるわざりあっているのではなく、ある暴力的な位階序列づけにかかるわざりである…。当該の二項のうち一方が他方を（価値論的に、論理的に、等々）支配し、高位を占めているのです」(付点と文中括弧は邦訳)²⁶。つまり、これらの二元的枠組みは単なる識別概念としてだけではなく、むしろ、前項が後項を支配する差別的対概念としても機能しているのであり、そして、この点こそが重要なのである。これは、例えば、西洋／東洋を例にとれば首肯されよう。以上の理由から、デリダはこれらの二元的枠組みを《階層秩序的二項対立》(oppositions hiérarchiques)と呼ぶ²⁷。そしてこれらの二項対立のうちで、内部(dedans)／外部(dehors)のそれが他のすべてに対して原型(matrice)としての位置を占めていると言う²⁸。二項対立は解体されなければならない。何故ならそれは究極において差別・偏見概念であることによって我々の思考を歪めているからである。この解体作業が《脱構築》である。《脱構築》についてデリダは言う。—「そういう対立を脱構築するとは、まずある一定の時点で、そうした位階序列を転倒させることです」²⁹。“転倒させる”(renverser)？如何にして？ここで上記の『グラマトロジーについて』に戻ると、そこに次のような興味深い指摘がある。内部は内部、外部は外部であるとして両者の間に厳密な区別を立てるのが内部／外部を生み出すプラトン以来の形而上学の論理であるが³⁰、デリダの論理においては、「外部は内部であり、…欠損は内部の外部としてすでに内部の内部に存在する」³¹というのである。ここで“欠損”(défaut)とは象徴的に外部を指している。何故なら形而上学に

において“外部”とは内部の有する価値を“欠如”している“劣った”様態と見做されてきたからである。しかし、デリダにおいては、この外部は内部そのものであり、最初から内部の内部に存するというのである³²。だが、これこそ“パリ仕込みの文意不明の戯言”ではないのか？いや、確かに「外部は内部」でありうるのである。どのような意味で？それは両者に共通の本質的要素に着目することによってである³³。例えば、A, Bについて両者に共通の本質的要素をxとすると、このxの観点に立ってA, Bを見れば、「AはB」となるからである。《脱構築》の手法とは従って、二項に共通のこの本質的要素を抽出し、それを梃子として、不平等な内容の二項対立そのものを解体することを意味する。以下においてこの手法を現代国際政治学の基礎的パラダイムに適用してみよう。

4. パラダイム変換

我々の作業の焦点は何よりも先ず〔アクター類型〕としての<国民>と<国家>、なかんずくその下での内国人↔外国人の対概念に合わされている。既に本稿・第2節で見たように、それらの間には“内国人優位原則”が成立しており、しかもそれらはデリダの内部／外部にそのまま対応しているからである。つまり、内国人↔外国人は《階層秩序的二項対立》を構成しているのであり、それ故に《脱構築》されるべき差別的対概念（内国人／外国人）なのである。《脱構築》してみよう。両項に共通の本質的因素は何か？“人間”である。“人間”を媒介させることで両項間の差別は解消し、「内国人は外国人」（両者は“人間”という点で同等・同位の存在）となるであろう。ところで、この“人間”は、ホップスが理論的に析出したあの自然権の主体としての<人間>、そして近代国際政治学

が<国民>概念を形成した時に我々の意識下に“隠蔽”したあの個的・類的存在としての<人間>であり、今それが《脱構築》により甦ってきたのである。この<人間>を<国家>の側に引き寄せて概念化したところに<国民>が成立了のであるから、《脱構築》を試みた我々としてはここで別の方向に進まなければならない。<国家>とは別方向の準拠理念とは何か？それは<世界>である。では<世界>に引き寄せて<人間>を概念展開するとどうなるか？ここで、我々は<世界市民>に到達するであろう。この<世界市民>は出生、国籍、習俗…を超越した普遍的存在であり、今ここに、《脱構築》により、現代国際政治学の〔アクター類型〕を体現する習俗的概念としてのアクター<国民>並びに<国家>は、普遍的概念としてのアクター<世界市民>へとパラダイム変換されたのである。<世界市民>とは如何なる存在か？それは我々自身でもある。我々は、一面において、特定国家の<国民>でありつつも、他面、世界内存在の<人間>として<世界市民>でもあるからである³⁴。

ところで、<国家 state>を構成単位とする集合は国際社会と呼ばれるが³⁵、ここで<世界市民>を構成単位とする集合を<世界市民社会>（=人類社会）と名付けて国際社会から区別することにしよう。この<世界市民社会>はその概念上の極限において世界国家、世界政府、そして、パラダイム上の新しい〔法形態〕としての<世界法>を予定しており、しかも、この極限においては、主権国家も、主権を前提とする国内法秩序・国際法秩序も既に発展的解消を見ている³⁶。そして、<世界市民>としての個人は世界国家の直接的構成員となり、その権利・義務的地位並びにその相互間の関係は世界公法（世界憲法、世界刑法等）並びに世界私法（世界民法、世界商法等）からなる全ての人に共通

の<世界法>によって直接規定されることになる³⁷。新パラダイム上の〔アクター当為原則〕については、既存の<国際法尊重主義>も<国家理性論>も共に意味を喪失してしまっているから、統治機構（世界政府）並びに被治者（<世界市民>）双方について妥当する当為原則は<法の支配>であるべしとするのが本稿の立場である。ところで、新パラダイム上の世界国家と世界政府についてはその輪郭の一端を想像することすら全く覚束ないのが現状だが、<世界市民社会>と<世界法>はたとえ萌芽的であれ既に形成され始めていることに留意しよう。ローマ法の「社会あるところ法あり」に従えば、社会の存在は法の存在によって証明されることになるが、例えば、国際人権規約はその前文で「...人類社会の全ての構成員の固有の尊厳および平等のかつ奪い得ない権利を認めることが...」と述べており、この“人類社会”が国際社会と区別される社会、つまり、<世界市民社会>を意味していること、また、国際人権規約そのものが国際条約でありつつも、人類社会を構成する<世界市民>としての<人間>の地位と権利を保障しているという意味で、既に一種の<世界法>としての性格をも帶びていることは明白である。現代国際政治学のパラダイム変換が必要と認めるることは、今後、この種の国際条約が如何なる展開をとげるかに無関心ではいられないことを意味する。それは、とりもなおさず、<世界市民社会>と<世界法>の拡充発展を暗示しているからである。

5. 《脱構築》と《他者》 — “むすび”に代えて

デリダは「脱構築はそれ自体、必然的に脱構築を要請し喚起し動機づける他性に対する、ある肯定的な応答だということです。ですから、脱

構築は使命一つまり呼びかけへの応答です」³⁸と述べている。ここで“他性”とはデリダ思想において極めて重要な意味をもつ《他者》(l'autre)のことである³⁹。この《他者》が、我々に対して、《脱構築》を「要請し喚起している」というのである。ここでもう一箇所、別書から引用しよう。—「哲学を<脱構築する>とは、...この哲学的概念の歴史が...自らを歴史たらしめたさいに隠蔽、排除してきたものは何か、それを見きわめることである」(文中括弧は邦訳)⁴⁰。ここで、「隠蔽、排除してきたもの」とは何のことか? 我々の読解が正しければ、これは上の最初の引用文の内容と密接に関連している。つまり、こうである。プラトン的形而上学は、《階層秩序的二項対立》を形成することによって、常に後項の価値を貶め、それが前項と対等の関係に立ちうるものであることを否定してきた。ところで、この二項対立形成の過程で常に“あるもの”が“隠蔽、排除”されてきた。この“あるもの”とは、我々が上で《脱構築》を試みた際に着目した前項・後項に“共通の本質的要素”である。この“共通要素”を“隠蔽・排除”することによってのみ、形而上学は前項の後項に対する優位を主張・維持できるのである。何故ならこの“共通要素”が一たび表面に出れば、両項の間の“差別”が消散し、両項は価値的、論理的に“等しく”なってしまうからである。ここで近代国際政治学もまた、<国民>概念形成に関連して内国人（内部）／外国人（外部）の二項対立を成立させた際、両項に共通の“本質的要素”、つまり<人間>、を“隠蔽した”ことを想起することは、デリダの言わんとするところと本稿の問題関心との関連を理解する際の一助となるであろう。上の最初の引用文に戻ろう。《他者》とは具体的には何を指すのか? それは二項対立において価値を貶められている後項、つまり、内部／外部の例で言えば外部、を

意味している⁴¹。我々の具体例で見れば、内国人／外国人における外国人が《他者》である。この《他者》が、“隠蔽・排除”されてきた自己の存在証明（＜人間＞であること）の復権を求めて我々に「脱構築を要請し喚起し」「呼びかけ」続いているというのが上の最初の引用文の意味である。そして、既存の二項対立を解体し両項の対等性（本例で言えば、内国人／外国人の区別を超越する＜人間＞としての＜世界市民＞性）を我々が宣言するという意味で、《脱構築》は《他者》の「呼びかけへの応答」なのである。

以上の考察は我々を社会科学的認識と政治的現実・実践の関係の地平に連れ戻す。我々は新パラダイムに到達したけれども、現実は旧パラダイムにしつかり捉えられたままである。旧パラダイム上の当為原則である＜国際法尊重主義＞も＜国家理性論＞が重視する“国益”も、共に準拠理念が＜国民＞と＜国家＞である為に、新パラダイム上のアクターたる＜世界市民＞の権利と利益に何ら実効的に寄与し得ていないことは現代世界の直面するきわめて深刻な現実と言えよう。この現実の象徴的な表現の一つに国際避難民問題がある。デリダはこの具体事例のなかに現代国際関係における《他者》の問題が集約的に反映されていると見る。国際避難民は我々にとって《他者》であるとともに、＜世界市民＞という点で我々と同等の存在でもある。現実には何が起きているのか？国際避難民とはあらゆる種類のテロリズムや国家的・社会的差別・迫害からの亡命者、貧困や自然的・人的災害からの避難者、国外追放者、無国籍者…であって、自由と安住の地を求めて国境を越えようとする人間の総称であるが、デリダは1996年に発表された文書「万国の世界市民たち、もう一努力だ！」の中で、“避難都市憲章”、“避難都市国際事務局”的制定・設置に言及しつつ、避難民を積極的に受け入れるために世界各国の諸

都市が自主的に“避難都市”宣言をすることの意義を強調した⁴²。何故“国家”ではなくて“都市”なのか？デリダは言う。—「われわれが＜国家＞ではなく、むしろ都市に依拠を求めるのは、われわれが＜国家＞に期待するのをほとんど諦めた事柄を、都市の新たな形象に望んでいるからです」（文中括弧は邦訳）⁴³。ヨーロッパの都市には中世以来の或る“原則”がある。それは「いかなる他者にも、いかなる到着者にも、どこから来ようが、どのような人であろうが、問うことなく、身元確認さえすることなく扉を開けよと命じる」⁴⁴ 原則である。デリダはこの原則の近代的表現をカントの「訪問の権利」の中に見る。それは「その外国人が、他國の地で平和にふるまうかぎり、敵対的な扱いを受けることがあってはならない」⁴⁵ という原則である。デリダはこの原則の意義を高く評価するが、しかしそこに一定の限界が存することをも指摘する。限界とは、その外国人が平和的にふるまうという条件付きであることであり、且つ、彼は滞在権を認められるのではなく訪問権のみを認められる点にある。デリダはカントの原則を「条件つきの歓待」と呼んで、デリダ自身の提唱する「無条件の歓待」に対置する⁴⁶。—「ですから、無条件の歓待は、他者、新来者、客からの見返りを求めず、また身元を示すことさえ求めないことを前提としています。…招かれた客ではなく、訪れる者を歓迎するのです」⁴⁷。

我々は、上の第4節における《脱構築》の作業を通じて、新パラダイム上の〔アクター類型〕として＜世界市民＞を、また、〔法形態〕として＜世界法＞を、且つ、〔アクター当為原則〕として＜法の支配＞を導出したが、ここで、現時点における新パラダイム上の〔アクター当為原則〕にデリダの提唱する「歓待の原則」を付け加えてよいであろう。しかし、彼の「無条件の歓待」は、＜法の支配＞と両立するであろうか？実の

ところ、<法の支配>とデリダの理想とを両立させうる道を模索することこそ我々の今後の課題になるであろう。確かにそれは法の運用におけるかなりの工夫を要するであろうが英知の結集によって充分に可能であるというのが本稿の立場である。余りにも空想的であろうか?だが、「歓待の原則」はヨーロッパ中世に前例を有していることを想起すべきである。そして、一見、空想的で不可能とも思われるデリダの“国際避難都市”宣言の提唱については、M. ウェーバーの以下の言葉が最もふさわしいと思われる。

—「政治とは、情熱と見識とによって固い板に穴をあけてゆく力強い緩慢な仕事であります。もしも世の中で不可能なことを成し遂げようとする試みが繰り返されなかつたならば、可能なことも成し遂げられなかつたであろうというのは、全く正しいことで、あらゆる歴史的経験がこれを裏書しているところであります」⁴⁸。加えて、すべては『他者』としての外国人、なかなか国際避難民に対する我々自身の意識変革に懸かっていることに思いを致すべきである。そしてこの意識変革は国際政治学におけるパラダイム変換と相關している。何故なら、現代国際政治において盲点となっている避難民問題への関心はパラダイム変換の必要性の認識を高めるとともに我々の意識変革を促すであろうし、意識変革の深まりはパラダイム変換の方向性と有意性を規定する第一条件となるであろうからである。

<注>

- J. Der Derian, M. Schapiro (eds.), *International / Intertextual Relations: Postmodern Readings of World Politics* (Lexington Books, 1989); “Foreword” by D. U. Gregory, p.xiii ff. 参照。なお、“構造主義”は哲学・思想の分野と国際政治学とでは当然意味を異にする。前者において構造主義とは構造主義的言語学を継承した思想系列を指すとされ、他方、現代国際政治学に

おいて構造主義とは K. ウォルツの構造的アリズム（ネオ・アリズム）を意味する。J. カラー『新版・ディコンストラクション』(orig. 1982: 富山太佳夫・折島正志訳、岩波書店、2009), I, pp.22-3; 並びに、A.Wendt, *Social Theory of International Politics* (Cambridge Univ. Press, 1999), p.15 参照。ところで、この時期の国際政治学においてポスト構造主義と言う場合、それは哲学・思想分野におけるポストモダン（ポスト構造主義）の影響（特に認識論、方法論）を指すと共に、ポスト・ウォルツをも意味しているようである。

- J. Der Derian, “Introducing Philosophical Traditions in International Relations”, *Millennium: Journal of International Studies*, Vol.17, No.2, 1988, p.192.
- 本稿・注1のDerian, Schapiro (eds.) の文献参照。
- R. K. Ashley, “Living on Border Lines: Man, Poststructuralism, and War”, *International / Intertextual Relations: Postmodern Readings of World Politics*, p.259.
- Ibid.*, p.259, 284. なお、アシュレーのウォルツ“解説”については、*Ibid.*, p.285ff. 参照。
- 筆者が知る唯一の例外は、D.Campbell, “Deterritorialization of Responsibility: Levinas, Derrida, and the Ethics After the End of Philosophy”, *Alternatives*, 19 (1994), pp.455-484 である。これは“哲学の終焉”以後における国際政治と倫理の関係を論じている興味深い論考である。
- 世界政治のイメージの原型として自然状態説に論及する文献は少なくないが、代表的なものとして、C. R. Beitz, *Political Theory and International Relations* (Princeton Univ. Press, 1979), pp.13-66 参照。
- 福田歓一『近代政治原理成立史序説』(岩波書店、1971), pp.247-8.
- T. ホップス『リヴァイアサン』(orig. 1651: 水田洋訳、岩波文庫、1954)、1、p.213、並びに、J. ロック『市民政府論』(orig. 1690: 鵜飼信成訳、岩波文庫、1968)、p.20 参照。
- 以上、E. de Vattel, *Droit des Gens: ou Principes de la Loi Naturelle Appliqués à la Conduite et aux Affaires des Nations et des Souverains* (orig. 1758: Carnegie Institution, 1916); *Préliminaires*, Tome I (vol.I), pp.1-3; *Liv.I*, chap.III, Tome I (vol.I), p.38; *Liv.I*, chap.V, Tome I (vol.I), p.62, 70 並びに、*Liv.II*, chap.V, Tome I (vol.I), p.306 参照（引照順）。
- nation と state の関係については、福田歓一氏が、近代ヨーロッパの state は「何よりも権力とその支配機構を意味する」としたうえで、nation-state に対し

- て、「国家 state を外枠とし、ネイションによって内容を充実した政治社会」という定義を与えてるので、我々もこの定義を念頭に置くこととしたい。福田歓一「国民国家の諸問題」『思想』(岩波書店)、1976・5月号、pp.8-9。
- 12 A. ダントレーヴ『国家とは何か』(orig. 1967: 石上良平訳、みすず書房、1972)、p.216 参照。
- 13 以上、H. グロチュース『戦争と平和の法』(orig. 1625: 一又正雄訳、酒井書店、1972)、第 I 卷、序言、pp.8-9、並びに、第 I 卷、第 I 章の 10、p.52 参照。
- 14 同、第 3 卷、第 25 章の 1、pp.1273-4。
- 15 F. マイネット『近代史における国家理性の理念』(orig. 1924: 菊盛英夫・生松敬三訳、みすず書房、1960)、p.1。
- 16 以上、G. F. W. ヘーゲル『法の哲学』(orig. 1821: 藤野涉・赤澤正敏訳、中央公論・世界の名著 35、1967)、第 333 節、pp.590-1; 第 339 節、p.593; 並びに、第 336 節、p.592。
- 17 ヘーゲル『イエナ实在哲学』II.: 上掲邦訳『法の哲学』、p.591、注(2)より引用。
- 18 *The Oxford English Dictionary*, Vol.VII: “international” の項参照。
- 19 J. Bentham, *Principles of Morals and Legislation* (orig. 1780: Prometheus Books, 1988), p.326.
- 20 A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (Macmillan, 1947), p.59,66 参照。
- 21 高橋哲也『デリダ — 脱構築』(講談社、2003)、p.293。
- 22 J. デリダ『法の力』(orig. 1994: 堅田研一訳、法政大学出版局、1999)、p.18。
- 23 高橋哲也・前掲書、p.183。
- 24 J. Derrida, “La Pharmacie de Platon”, *La Dissemination* (Edition du Seuil, 1972), p.114, 128.
- 25 J. デリダ『ポジション』(orig. 1972: 高橋允昭訳、青土社、1981)、p.14、並びに、J. デリダ『根源の彼方に—グラマトロジーについて』(orig. 1967: 足立浩訳、現代思潮社、1971)、上巻、p.16。
- 26 デリダ・上掲邦訳『ポジション』、p.60。
- 27 Derrida, *La Dissémination*, p.114. なお、訳語は、高橋哲也・前掲書、p.74 による。
- 28 *Ibid.*, p.128.
- 29 デリダ・前掲邦訳『ポジション』、p.60。
- 30 形而上学におけるこの区別の厳格さの重要性について、高橋哲也・前掲書、pp.82-3 参照。
- 31 デリダ・前掲邦訳『根源の彼方に—グラマトロジーについて』、下巻、p.141。
- 32 この点につき、高橋哲也・前掲書、pp.84-7 をも参照されたい。
- 33 この示唆を高橋哲也・前掲書、p.89 に負う。但し、同氏の指摘の意味解釈上の責任は筆者にある。
- 34 但し、誤解を避けるために、以下の二点に留意しておこう。第一に、我々は、基礎的パラダイムの〔アクター類型〕に関連して、<国民>、<国家>、<世界市民>について論じているが、もとより、これは、国際政治のアクターがこれらに局限されるなどと言おうとするものではない。これらとは別に(ないしはこれらと重なる形で)いわゆる非国家的アクターの重要な役割の問題がある。しかし、これらの活動についての分類・分析は国際政治学の応用的パラダイムの分野に属する作業であって、基礎的パラダイムを検討対象としている本稿の企図を超えるものであり、それらについての知見を更に深める為には、別稿を待たなければならない。第二に、非国家的アクターも、それらの形成面並びに意識面について見てみると、結局は、論点が<国民>・<国家>・<世界市民>に収斂して来るという事実がある。例えば、超国家的アクターの基盤は国際条約に求められるが、条約を成立させるのは<国家>である。或いは、様々な国際 NGO を形成するのは<世界市民>(含・地域別世界)の意識を帶びた諸個人である。ちなみに、日本国際政治学会編・『国際政治』の『非国家的行為体と国際関係』(59 号、1978) 並びに『国際的行為主体の再検討』(119 号、1998) の内容は、我々の観点から言えば、応用的パラダイム面における考察の具体例と見做されるべき研究である。
- 35 高野雄一「主権と現代国際法」『現代法と国際社会』(高野雄一編、岩波書店、1965)、p.39。
- 36 高野雄一「世界国家論、二十世紀の国際社会、国際法の課題をめぐって」『法学志林』47 卷(2, 3, 4 号: 1950)、p.19。
- 37 同。
- 38 R. カーニー編『現象学のデフォルマシオン』(orig. 1984: 毽藻充・松葉祥一・庭田茂吉訳、現代企画社、1988) : 第 5 章「脱構築と他者ージャック・デリダとの対話」、p.208。
- 39 高橋哲也・前掲書、p.139。
- 40 デリダ・前掲邦訳『ポジション』、p.14。なお、ここでの引用訳文は、カラー・前掲邦訳『新版・ディコンストラクション』、I, p.131 による。
- 41 高橋哲也・前掲書、p.103。
- 42 デリダ「万国の世界市民たち、もう一努力だ!」(港道隆訳) : 『世界』(岩波書店、1996 年 11 月号)、pp.298-9。
- 43 同、p.300。
- 44 同、p.308。

45 I. カント『永遠平和のために』(宇都宮芳明訳：岩波文庫、1985)、pp.49-50。

46 デリダ「歓待、正義、責任—ジヤック・デリダとの対話」(orig. 1999. 安川慶治訳)『批評空間』(太田出版、1999 II-23)、p.197。

47 同。

48 M. ウェーバー「職業としての政治」(orig. 1919 : 清水幾太郎・清水礼子訳)『ウェーバーの思想』(河出書房新社、1962)、pp.226-7。